

浦添市教育委員会会議録

平成29年度 第10回(定例会)

- 1 日 時 平成30年 2月 9日 (金) 10時00分～11時20分
- 2 場 所 浦添市役所 庁舎7階 702会議室
- 3 出席委員 教育長 嵩元 盛兼
委員 胡宮 なりえ
委員 池田 博暁
委員 長田 隆子
委員 池間 生子
- 4 説明職員 教育部長:新垣 剛 指導部長:平良 亮 文化部長:山田 勉
教育総務課長:大城 博郎 学校教育課指導監:宮里 晋
学校教育課長:仲間 陽子 文化課長:松川 章
図書館長:平良 美恵 公民館館長:手登根 仁美
社会体育課長:玉城 尚
- 5 傍聴人の有無 なし
- 6 会議録署名人 池田博暁委員、長田隆子委員
- 7 教育長の報告
- 8 議題

- 議案第31号 第184回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申し出について(教育総務課) 【原案通り承認】
- 議案第32号 浦添市立中央公民館審議会規則の一部を改正する規則(中央公民館) 【原案通り承認】
- 議案第33号 浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について(図書館) 【原案通り承認】
- 議案第34号 浦添市教育委員会事務決裁規程及び浦添市立図書館の館長の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令について(図書館) 【原案通り承認】
- 報告第5号 平成29年度浦添市教育委員会表彰の被表彰者の決定について(教育総務課)
- 9 その他

○教育長（嵩元 盛兼）

おはようございます。時間になりましたので、それではこれより平成29年度第10回浦添市教育委員会定例会を始めます。池間委員より欠席の連絡がありましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数が出席するとする要件を満たしており、会議が成立することを御報告申し上げます。

会議順に従って進めていきます。会議録の承認ですが、1月4日開催の第9回定例会の会議録の承認を行います。事前に資料を配布し、目を通していただきました。よろしければ御承認いただきたいと思います。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。承認いただきました。次に会議録署名人の指名です。今回は池田委員と長田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。次に教育長の報告ですが、今回は後ほど時間があれば報告したいと思います。さっそく議事に移らせていただきたいと思います。

議案第31号 第184回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申し出について、御説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

おはようございます。議案第31号 第184回浦添市議会定例会に提出する議案を作成するための意見の申し出について、御説明申し上げます。

1 ページ目をお開きください。提案理由としましては、第184回浦添市議会定例会において議決を得るべき事件の議案を作成するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、浦添市長から教育委員会へ意見が求められているためでございます。

2 ページ目が、浦添市長から教育委員会への意見を求める文書となっております。今回の浦添市議会定例会におきまして、教育委員会から意見を申し出る議案は補正予算、当初予算及び指定管理者の指名となっております。まず、補正予算について御説明いたします。

3 ページから13ページにかけて補正予算の資料を添付してございます。今回の教育委員会所管の補正につきましては、歳入で1億7,052万5,000円。歳出で3億3,350万640円の補正減となっております。主なものは浦添市小学校屋内運動場改築事業及び公立幼稚園給食導入事業で工事に遅れが生じ、翌年度に繰り越しを行うものでございます。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ただいま補正予算についての説明がありましたけれども、質問や御意見ございませんでしょうか。

○教育委員（胡宮 なりえ）

意見ではないのですが、浦添小学校の屋内運動場の改築事業がいわゆる3カ月程度の工期延長されるとありますけれども、やはり業界の人手不足がここにも影響しているのだなということを改めて認識しました。ただ、校舎内を工事車両が行き交うということは安全面で非常に不安視されますので、その点は子供

たちの安全が十分配慮されるように学校側ともお願いをしたいと思いますので、その点よろしく願いたします。

○教育委員（池田 博暁）

この再度ボーリングをしたと。1度目のボーリングと2度目のボーリングとやっぱり見過ごしていたというか、全く違う要素が出てきたというか、そういうことがあったので工事が遅れているというふうには解釈も成り立つのですか。

○教育部長（新垣 剛）

実際、工事については都市建設部のほうへ執行依頼を出しておりますけれども、そちらから話を聞く限りは、当初ボーリング調査というのは設計時点で行っております。設計時点でボーリングをした資料に基づいて実際杭なり基礎の工事を始めるのですけれども、実際穴を掘ってみると試験データ通りの地層ではなかったと。まだ軟弱でもう少し掘らないといけないという場合、現場の工事のほうで再度ボーリング調査を行ってやる場合がございます。今回に関しても想定より支持層が深かったということで、再度ボーリングを現場のほうで行ったということをお聞きしております。

○教育委員（池田 博暁）

当初は3月をめどに完成をするという想定だったかなと思いますけれども、これからあと3カ月ぐらいということは卒業式、入学式にはもう間に合わないという形になるということですか。

○教育総務課長（大城 博郎）

そうですね。当初は3月完成予定であって入学式に間に合わせるつもりでやろうとは思ったのですが、今おっしゃるようにちょっと入学式等に間に合わないという現状がございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ほかに質問、御意見等ありますでしょうか。特になければ次に進めたいと思います。それでは、続きまして平成30年度の当初予算について説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

それでは、平成30年度当初予算について御説明いたします。

14ページから30ページにかけて当初予算の資料を添付してございます。平成30年度教育委員会所管の当初予算は歳入で10億2,482万1,000円、対前年度比6,541万2,000円の減額となっております。歳出では、38億140万3,000円、対前年度比3,856万9,000円の増額となっております。歳入における増額となった主な事業としまして、港川小学校屋内運動場改築事業国庫補助金、港川小学校屋内運動場改築事業県支出金がございます。歳出における増額となった主な事業としまして、港川小学校屋内運動場改築事業、小学校就学援助事業、前田幼稚園園舎増築事業、学校給食用備品購入事業、学校給食調理場運営事業がございます。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ただいま平成30年度の当初予算について説明がございました。御質問や御意見ございませんでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

これは多分次の指定管理の議案と関連するのですけれども、昨日ちょっと勉強会で一度伺っておりますので

予算書との関係を確認したいのですけれども、予算書の18ページの文化スポーツ振興課の欄です。最初の欄の浦添運動公園施設管理事業、事業名称が指定管理者管理運営委託料（運動公園施設分）とありますね。それと、もう一つ。下のほうの体育施設運営事業のほうの浦添市体育施設管理運営委託料というが2つあるのですけれども、この2つまとめて指定管理というふうに説明をしていましたか。昨日の説明で。

○教育総務課長（大城 博郎）

ちょっと休憩お願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。再開します。

○教育部長（新垣 剛）

今回の指定管理は運動公園の管理も含めた指定管理となっていますので、予算としては運動公園の管理事業費と体育施設の管理事業費を分けて計上しておりますが、実際の指定管理の範囲はこの2つを足した予算になります。

○教育委員（長田 隆子）

これは、こういうふうに1つの委託団体に指定管理をお願いするときに、予算が2つに分かれていた場合、予算執行はそれぞれの事業費から按分払いをする形になるのですか。それとも、事業1本に本当は予算計上したほうが執行しやすいのではないかと。これだって1つの事業所に払うのですよね。同じ指定管理、それを今ちょっと気になったものですから。昨日帰ってから見つけて、ちょっと気になりました。

○教育部長（新垣 剛）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。ほかに意見等ございますでしょうか。

○教育委員（胡宮 なりえ）

今回の予算歳出総括表を見て、それぞれの課が限られた予算をいかに有効活用するか。細かな予算配分は大分頭を悩まされたことだと思いますけれども、大変お疲れさまでした。昨日勉強会で各課より丁寧な説明を受けてある程度は理解することができましたので、昨日の説明の中で特に印象に残った点を述べたいと思います。

まず、19ページの中央公民館の歳出の部分で中央公民館管理事業、中央分館管理事業のうちの証紙発売分賃借料というのは、これまでは使用料は銀行で払って再度窓口を訪れるというのが通常だったと思うのですけれども、その手間が省けて時間的にも申請から支払い、そして認定まで利用場所である公民館・分館で済ませることができるので、利用者の利便性に配慮した市民サービス向上の面からも、とても喜ばしい事業だと私は思いました。社会教育施設として今後ますます活発化していくことを期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

あと22ページの図書館運営事業で図書購入費の807万5,000円という数字は、私は非常に厳しいのではないかと正直思いましたが、勉強会の中で市民や職員からの寄贈等もあるということを知り、温かい支援があることを知り、とても感謝したいなという思いになりました。この厳しい中でもいろいろと図書館のほ

うは工夫を凝らした事業で、本市の子供の読書活動推進計画のサブテーマである読書大好き、ていーだこを育てる図書の充実をますます、そういうふうに子供たちも、そして市民も利用できるように頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと1点だけ、済みません。27ページの幼稚園運営事業の臨時職員の賃金が前年度に比べて増額になっていますけれども、その賃金がふえることによって、幼稚園教諭の確保はこれまでいろいろと大変だったと思いますけれども、少しは改善されるのではないかと期待しています。それによって園児たちもととても安心して園生活が送れるようにという思いで、課は予算要求に頑張っていたいたと思いますので、その点も感謝したいと思います。ありがとうございます。

あと最後にこれはお願いなのですが、次年度は教育委員会の各部の予算の割合や課の事業ごとの割合などを円グラフなどで示していただけると、この総括表と合わせて私たちはより理解しやすくなるので、次年度から資料の添付のほうは御検討をお願いしたいと思います。以上です。どうも、本当に御苦勞さまでした。よろしくお願いいたします。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ほかに意見等ございますでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

私も今評価したいと思っているところは胡宮委員のほうから言っていたのですが、図書館の内部でのスクラップ・アンド・ビルドですね。公民館の券売機の導入、これについては本当に市民サービスの向上と業務の負担軽減ということで非常にいいことをしたなと思っています。

それと体育施設がこれまでずっと修理をして、もう本当に沢山お金を使ってきたと思うのですが、今回いよいよ改築に着手するなということが見えてきて、大変うれしく思っています。そうですね。いよいよ改築に着手するということですか。私の勘違いですか。

○教育部長（新垣 剛）

ごめんなさい。休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開したいと思います。準備を進めているということで。公民館は期待したいと思います。

○教育委員（長田 隆子）

そうですね。やっぱり修繕を繰り返して、これがあと何年かかるか、その辺の考え方になり、早目の改築が望ましいかと思うので、ぜひそれに向けてよろしくお願いいたしますということです。

それともう一つですね、これは各課に共通するのですが、各課の中の関係市民団体の補助金がしっかりと確保されていると。ややもすると財政が厳しくなると補助金をばさばさ切られていくのですが、その中でこの市民団体の補助金が確保されている。中には青年団体は増額でした。そういうことで、これは非常にいいことだと思っているのですが、まちづくりとか地域づくりというのは、やっぱり市民団体が活発に動いて初めて市全体も非常に活性化していくということではこういう、もちろん団体が日ごろからいろんな努力をしているので、その辺を主管課が認めた上での格好だとも思うのですが、何しろ浦添市は、非常に市民団体の活躍が目覚ましくて、この皆さんのおかげである意味成り立っていると思うので、今後も

引き続き市民団体の補助金等はできるだけ確保するようにとお願いしたいと思います。

○教育委員（池田 博暁）

昨日の話の中で大分疑問点は解消されているのですが、一つは教育総務課のほうで担当する学校教育振興基本計画の策定の見通しは持っているという話もありましたし、それから文化課における歴史教育担当主幹の配置もできて、その活動内容等についても細かく考えているというお話がありましたので、ぜひそこら辺はまたしっかりとやっていただいくことを期待したいと思っています。

それと、学校教育課の要保護・準要保護等の予算等が大幅にはと言わないのですが確保されてきているので、ややもすると要保護・準要保護は当初のころは見過ごしてしまうという部分などもあって、十分すくいきれてない、拾いきれてないというところもあったりして、いろいろと話題に上ったところだったのですが、本市の学校教育課においてはその要保護・準要保護等を一人も漏らさないというような視点でしっかりと取り組んでいて、その分だけやはり要保護・準要保護に対する援助費分も向上しているのかな、増額になっているのかなということで、いいことだなと思っています。

それと、最後にICTの部分なのですが、せんだって仲西小学校でICTの授業研究会が行われました。本市はもとより、本市内外から本当にたくさんの先生方がお越しになって勉強されている。そういう姿を見ると、ICTにおける授業については本市が先頭を切って取り組んでいるのかなということで、大変安心もしたし、場合によっては学校現場ではもっともっと前倒しでやってほしいというような要望もあるのではないかと考えていて、大変望ましいことなのかなと思っています。その研究会の当日は授業もさることながら、子供たちの各学校の小学校、中学校の子供たちの発表会であるとか、それから講師の先生の実技を交えた講習などの講演もあったりして、非常に内容的にも工夫された記念事業にふさわしいICTの発表会が行われたのではないかと考えています。どうぞ、研究所は情報教育推進計画を持っておりますけれども、さらに先取りできるものは先取りしながら、前倒しで実施して学校現場に早い遅いで差があったりしては余り…、現実的にはそれしかないのかもしれないけれども、できるだけその差を短縮する形で公平性を保っていただければありがたいと思っています。研究所のこのICTの取り組みは高く評価する部分です。併せて研修活動というのですか、そういったものについてもさらに目配り、気配りをしながら充実していただければというふうに、充実するように取り組んではいるとは思いますが、ややもするとICTの陰に隠れて少し影が薄いかなというふうにも思ったりしますので、ぜひそこら辺もまた十分配慮して取り組んでいただければというふうに思います。以上です。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ほかに予算等はよろしいでしょうか。議会を通して執行の段階にもまたいろんな問題が出るとは思いますけれども、やっぱりあくまで予算は氷山の一角ですので、実際の運営のところでのいろんな苦労はあるかとは思いますが、そこは連携をとって、より実のある効果を出していけるように進めていけたらと思っています。では予算案については以上で、次に進みたいと思います。

続きましては、条例議案についての説明をお願いいたします。

○教育部長（新垣 剛）

それでは、浦添市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について説明を申し上げます。

議案の7ページの新旧対照表をごらんください。

○教育部長 （新垣 剛）

改正内容としましては、附属機関である「浦添市立学校通学区域等審議会」を「浦添市立学校適正規模等審議会」へ改めるものでございます。現審議会の審議事項である通学区域や学校選択制に関することを含め、学校規模の適正化等に関し包括的に審議する機関へ改めるものでございます。以上です。

○教育長 （嵩元 盛兼）

今の条例案について、質問等ございますでしょうか。

特に、質問とか意見とかございませんでしょうか。この条例案につきましては、意見は特にないということと進めたいと思います。次に指定管理者の指定についての説明をお願いしたいと思います。

○教育部長 （新垣 剛）

指定管理者の指定についてでございます。浦添市立体育施設及び浦添運動公園の指定管理者の公募を行った結果、3団体の申し込みがあり、プロポーザル審査の結果、株式会社トラスティック、ミズノ株式会社、株式会社ケイ・ライナーで構成する「てだこサンサン共同企業体」を指定管理候補者として選定しております。なお、同共同企業体が提出しました事業計画書を資料として添付しておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 （嵩元 盛兼）

この件について質問や御意見とかありますでしょうか。

○教育委員 （長田 隆子）

一応昨日の勉強会である程度は伺いましたけれども、再度主幹課のほうに。このグループのそれぞれの特徴をお聞きしたい。

○社会体育課長 （玉城 尚）

ちょっと休憩お願いしていいですか。

○教育長 （嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。

○教育委員 （長田 隆子）

昨日の説明会である程度、この今回の指定管理を行うてだこサンサン企業体の説明を受けました。改めて主幹課のほうから、このグループの構成メンバーである株式会社トラスティック、それからミズノ株式会社、それから株式会社ケイ・ライナーのそれぞれの企業の持っている特徴を生かした形の運営がなされるかなということを期待しているのですけれども、主幹課のほうから説明がいただければと思います。

○ 社会体育課長 （玉城 尚）

今回、浦添市立体育施設及び浦添運動公園の指定に関して公募を行ったところ、全体で3つの事業体のほうから提案を受けました。その中から選定委員会を通して選ばれたのが、てだこサンサン共同企業体でございます。その構成メンバーが株式会社トラスティック、それからミズノ株式会社、それから株式会社ケイ・ライナーの3社となっております。株式会社トラスティックに関しては、沖縄総合運動公園ですとか、奥武山総合運動公園を既に指定管理している実績がございます。その実績に基づいて、今後運動公園及び体育施設の管理・運営などに期待できると考えております。ミズノ株式会社に関しましては、御承知のように日

本最大のスポーツ用品メーカーでございまして、ここに属しているプロ野球選手、いろんな各種競技のプロスポーツ選手も加盟していることから、そういう選手を浦添市に招いて講演、もしくはちょっとしたクリニックを開催して来ていただけるなど期待しております。それから、株式会社ケイ・ライナーにつきましては、実際にイベント運営を行っている会社でございまして、有名なイベントですと豊崎で開かれたママチャリレースですとか、毎年宜野湾で開催されている琉球海炎祭のイベント企画・運営もやっていると伺っております。そのイベント運営を通して、浦添運動公園全体をフィールドとして、そこで開かれるイベントで多くの集客が見込めることのみならず、そこがスポーツを通して浦添運動公園が今後も活性化が図られればと思っておりますし、またそこに期待しているところでございます。以上です。

○教育委員（長田 隆子）

どうもありがとうございました。これまで体育協会のほうに指定管理をお願いしていたのですが、体育協会自体も多分この指定管理のいろんな経験を積んで非常に力をつけてきたと思います。ただ、やっぱりもっと発展的に体育館とか体育施設とか、運動公園も活用するという意味で今回こういう三者三様のいろんな取り組みをしている企業体が一体になってやるということで、本当に課長がおっしゃるように今後の浦添の体育施設を市民みんなに親しまれる体育施設、運動公園にしていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○教育委員（池田 博暁）

今回の委託についての業者については、先ほど課長の説明がありましたけれども、私が一番気にしていたことは現在勤務している方々の動向について非常に懸念していたのですが、昨日の説明会の中では優先的にというか、しっかりと採用を確保していきたいという話もありましたので、ぜひこの現在勤務している方々がしっかりと採用されて、不利益がないようにしていただければありがたいと思います。もちろんそれは当事者同士のこの条件等の話し合いはあるだろうとは思いますが、そこら辺も含めてそういう現在の従事している方々をできるだけ雇用できるような形で、しかも正規で雇用できるような形でいけばいいかなとお願いをしたいと思います。以上です。

○教育長（嵩元 盛兼）

ほかにはもうよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは議案第31号については4点ございましたが、承認してよろしいということで。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

はい、ありがとうございます。それでは議案第31号につきまして、歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかわる部分及び特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき議案に関する部分につき、了承することを教育委員会の意見として申し出ることといたします。次の議案に移ります。

議案第32号 浦添市立中央公民館運営審議会規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

浦添市立中央公民館運営審議会規則の一部を改正する規則について、御説明いたします。今回の提案理由ですが、浦添市立中央公民館運営審議会規則の規定中、条例名称に誤りがあり、規則の一部を改正する必要があるためでございます。

議案の66ページの新旧対照表をごらんください。第1条中、「浦添市立中央公民館の設置及び管理に関する条例」を「浦添市立公民館の設置及び管理に関する条例」に改めております。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開します。ただいま議案第32号について説明がありましたけれども、御質問や意見等ないでしょうか。

○教育委員（長田 隆子）

今回は浦添市立中央公民館運営審議会規則の中の条例の名称が間違っているということで、中央公民館を除いて公民館というふうに改正するものなのですよ。そうなのですが、その下の文章はそのままだったら浦添市立中央公民館運営審議会の組織及び運営についてと、もちろんこの規則のタイトルも中央が入っているですよ。だからこの辺は条例に即して規則というのはあるので、条例がそういう名称ならば規則の名称そのものから変える手続きをしないといけないかと思うのです。それを中央公民館運営審議会規則の中の規則のタイトルの「中央」は改正にしないで、中の文章だけ変えるというのはちょっとちくはぐな感じがするのです。それで今回は規則の改正なので、再度改めて規則の改正をしてみてもどうでしょうか。タイトルを含めて、規則のタイトルそのものを。条例に合わせてということであれば。

○中央公民館長（手登根 仁美）

御指摘いただいたのでちょっと調べないといけない分があるのですが、地区公民館を実は城間とかあるので、多分その流れであえて公民館運営審議会を中央公民館に置くという意味のタイトルとして入れたのかなということもちょっと考えられるかなと思うので、この辺ちょっと調べないといけないのですけれどもどうですかね。その辺は別に大丈夫ですか。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩します。

再開をいたします。

○教育委員（長田 隆子）

今の中央公民館の運営審議会規則の改正についてです。条例上「中央」がなくて、浦添市立公民館に関する条例というのが現行は入っていますよと、改正後はこれが正しい条例名称に変更しますよという改正ということですよ。そういうことですが、ただ名称が浦添市立公民館だったり、浦添市立中央公民館だったりというのは同じ組織の中で名称使いが違うというのはちょっと問題がないかなということで、この辺をどう整理するかということがあるので、どうでしょうか。

○公民館長（手登根 仁美）

今、長田委員がおっしゃいましたけれども、そのとおりだと。今後はその辺を含めて調査をして、必要があればまた再度提出したいと思います。

○教育長（嵩元 盛兼）

では、よろしくお願いいたしますと思います。ほかに御意見ありますでしょうか。

それでは、議案第32号につきましては承認してよろしいでしょうか。

（は い）

○教育長 （嵩元 盛兼）

ありがとうございます。議案第32号につきましては、原案どおり承認いたします。次の議案に移ります。

議案第33号 浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、説明をお願いいたします。

○文化部長 （山田 勉）

休憩をお願いします。

○教育長 （嵩元 盛兼）

休憩します。

再開いたします。今、議案第33号について説明しますが、議案第34号と関連しますので一括説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○文化部長 （山田 勉）

議案第33号 浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、それと議案第34号 浦添市教育委員会事務決裁規程及び浦添市立図書館の館長の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令について、この2つの議案については関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

去る12月の第183回浦添市議会定例会で議案を上程し、議決をされております。浦添市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する等の条例、そのまま議決されましたが、その条例の施行に伴いその他関連するものも規則や規程も整理あるいは改正する必要があるがございます。そこで今回規則に関しましては議案第33号、規定に関しましては議案第34号により、改廃等の議案を本日のこの定例会において上程しております。規則は6つございまして、浦添市立視聴覚ライブラリー運営委員会規則の廃止。それから浦添市立視聴覚ライブラリー機材・教材貸し出し規則の廃止等々ございまして、それからこの議案第34号の規定に関しましては規定が2つございまして、浦添市教育委員会事務決裁規定の一部改正、さらに規則の改正に伴う規定の改正で、浦添市立図書館の館長の勤務条件等に関する規定の一部を改正、これがございます。ちょっと複雑になりますが、詳細に関しましては本日図書館長及び担当係長を用意してございますので、彼らより御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いします。以上でございます。

○教育長 （嵩元 盛兼）

議案について質問等御意見ございますでしょうか。関連した案件は全部一括して直していきたいという議案ですので、特に質問等なければ。よろしいでしょうか。

○教育総務課長 （大城 博郎）

休憩をお願いします。

○教育長 （嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開をお願いします。

それでは説明上終わりましたが、まず議案第33号について承認をしたいと思いますがよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。議案第33号につきましては、原案どおり承認ということでございます。
それでは引き続き、議案第34号についても承認したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。それでは、議案第34号につきましても原案どおり承認いたします。
続きましては報告です。報告第5号 平成29年度浦添市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、説明をお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

それでは、平成29年度浦添市教育委員会表彰の被表彰者の決定について、1月15日に開催しました表彰選考審査会の結果を報告いたします。

142ページをお開きください。今年度の教育委員会表彰の被表彰者は345名となっております。次ページ以降に被表彰者名簿を添付してございます。なお、今年度の内申があつて表彰基準に満たなかったのが1団体ございます。美績功勞として内申のあつた部活動でしたが県内大会の優勝、九州・全国大会の準優勝という基準を満たさなかったため否としております。その他の内申につきましては、適としております。報告は以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

ありがとうございます。ただいま報告第5号の説明がありましたが、御質問や意見等はございませんでしょうか。

○教育委員（池田 博暁）

休憩をお願いします。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開をお願いします。ただいま報告第5号の説明がありましたが、基準については今後とも表彰するという趣旨を踏まえて事務方にも改善できる分は検討していただくということも含めてお願いしたいと思います。ほかに意見等ございませんでしょうか。

それでは、報告第5号につきましては以上といたします。ほかにございますでしょうか。

○教育部長（新垣 剛）

1つ報告がございしますが、秘密会としたいのですがよろしいでしょうか。

○教育長（嵩元 盛兼）

秘密会の要望が出ましたので、秘密会としたいと思います。

それでは秘密会として、新垣部長、よろしくお願いします。

○教育部長（新垣 剛）

訓告処分、口頭注意について、報告いたします。平成30年2月7日付で教育部職員に対して訓告処分、口頭注意を行ったことを報告いたします。処分理由ですが、平成29年度教育部定例監査において教育総務課の学校警備業務委託契約に係る入札の際、落札していないにもかかわらず再度入札せずに落札者を決定して、

予定価格を超過した金額で契約しているとの指摘を受けております。

その後、同業者と協議を行った結果、予定価格を超過した分について減額する旨の契約変更を行っております。しかしながら、監査の指摘のとおり適切な事務処理において最も注意しなければならないこととして、浦添市契約規則第3条第1項に規定する、市にとって不利益な契約を締結しないようにしなければならないということであり、このような事務処理の原因の一つとしてチェック機能が十分に働いていなかったことであり、今後の再発防止に向けて訓告する必要があると判断したことが理由でございます。

なお、被処分者へは教育部長、私のほうから口頭注意を行っております。以上でございます。

○教育長（嵩元 盛兼）

今の案件は、見落としと言えれば見落としになりますかね。チェック機能もあるのですけれども、それでも抜けてしまうという事案なので。

○教育総務課長（大城 博郎）

休憩お願いしてよろしいですか。

○教育長（嵩元 盛兼）

休憩をお願いします。

再開をお願いします。今の件については、委員の皆様よろしいでしょうか。

（は い）

○教育長（嵩元 盛兼）

では今後より気をつけていただくということで、よろしくお願いしたいと思います。

ありがとうございました。以上をもちまして、平成29年度第10回浦添市教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

浦添市教育委員会会議規則第16条第3項の規定により署名する。

浦添市教育委員会

会議録署名人

池田博暁

会議録署名人

長田隆子